

# 横浜市こども青少年局所管社会福祉法人等指導監査実施要綱

制 定 平成 19 年 6 月 4 日 こ企第 188 号 (こども青少年局長決裁)

最近改正 平成 29 年 9 月 26 日 こ監第 157 号 (こども青少年局長決裁)

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）等の規定に基づき実施する指導監査について、必要な事項を定める。

## (指導監査の対象)

第 2 条 この要綱による指導監査の対象は、横浜市こども青少年局所管の社会福祉法人（以下「法人」という。）並びに児童福祉施設及び子ども・子育て支援法に定める特定教育・保育施設（以下「施設」という。）とする。

## (指導監査の方針等)

第 3 条 指導監査は、法人又は施設の適正な運営と子どもの適切な処遇を確保することとあわせて、本市における子ども・子育て支援及び児童福祉行政の適正かつ円滑な実施を図ることを目的に行う。

2 法人の指導監査は、社会福祉法第 56 条第 1 項に基づき、法人の運営状況について必要な検査を行う。

3 施設の指導監査は、児童福祉法第 46 条第 1 項、子ども・子育て支援法第 38 条及び認定こども園法第 19 条に基づき、施設の設備及び運営についての基準等の遵守状況を検査するとともに、本市が支弁する措置費、給付費、補助金等について本市の要綱、要領等に基づき、必要な検査を行う。

4 指導監査は、国から発出される通知、本市の指導監査実施方針、これまでの指導監査結果等を勘案して、重点的かつ効率的に実施する。

5 指導監査を適切に実施するため、こども青少年局長は、次に掲げる事項を定める。

- (1) 当該年度の重点事項等を含む指導監査実施方針
- (2) 前号の指導監査実施方針等を踏まえた年間指導監査実施計画

## (指導監査の種類)

第 4 条 指導監査は、一般指導監査及び特別指導監査とする。

#### (指導監査の体制)

第5条 指導監査は、複数の監査課職員により監査班を編成し、必要に応じて施設の所管課等の職員と共同して実施する。

#### (一般指導監査)

第6条 一般指導監査は、第3条第5項第2号に規定する年間指導監査実施計画に基づき、原則として年1回実地において実施する。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人の一般指導監査については、こども青少年局長が別に定める基準を満たす場合、3年、4年又は5年に1回とすることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、施設の一般指導監査については、前年度の指導監査結果等から特に問題がないと認められる場合、2年に1回とすることができる。ただし、実地において行わない年であっても、必要な報告を求めるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、提出を求めた報告書の内容等により検査が必要と認められる場合は、一般指導監査を臨時に実施することができる。
- 5 一般指導監査の結果、継続して検査が必要と認められる場合は、再調査を実施することができる。
- 6 一般指導監査は、概ね別表第1に掲げる項目について実施する。  
ただし、法人については、こども青少年局長が別に定める基準を満たす場合、別に定める項目について省略することができる。  
また、特定教育・保育施設（保育所を除く。）については、自ら公認会計士等による外部監査を受け、その報告書等から大きな問題が認められない場合には、会計経理及び予算・決算に係る項目は除外することができる。また、施設の類型に応じ、こども青少年局長が別に項目を定める場合はこの限りでない。
- 7 一般指導監査を行う場合は、日時、場所、指導監査の担当者等を法人の代表者、施設の設置者、施設長に文書で通知する。  
なお、一般指導監査を効率的に実施するため、法人又は施設に対して事前に資料の提出を求めることができる。
- 8 一般指導監査を行った場合、実施場所等において、監査結果について法人の代表者、施設の設置者、施設長に対して講評を行う。

#### (一般指導監査の基準)

第7条 一般指導監査における公平性を担保するため、着眼点、関係法令、指導内容、指摘区分等を内容とする指導監査基準を別に定める。

#### (特別指導監査)

第8条 特別指導監査は、法人又は施設の運営等について、問題が発生した場合又は発生のおそれがあると認められる場合など、必要に応じて特定の事項について随時実施する。

(指導監査結果の通知等)

第9条 指導監査の結果は、次の各号に掲げる区分にしたがって、法人の代表者、施設の設置者、施設長に文書で通知する。

(1) 法人の指導監査にあたっては、社会福祉法等の関係法令または通知等の違反が認められる場合、原則として、当該事項を「文書指摘事項」とし、改善のための必要な措置（以下、「改善措置」という。）をとるべき旨を文書により指導する。

また、施設の指導監査にあたっては、施設の設備及び運営についての基準若しくは関係法令又は本市の要綱、要領に違反する場合（軽微なものを除く）は、当該事項を文書指摘事項とし、法人と同様の指導を行う。

なお、文書指摘事項については、期限を定めて改善報告書の提出を求める。この場合、改善報告書の提出にあたっては、理事会等における改善措置の検討並びに改善状況を確認できる資料又は改善計画書等の提出を求める。

(2) 違反の程度が軽微である場合又は違反について(1)の指導を行わずとも改善が見込まれる場合は、当該事項を「口頭指摘事項」とし、口頭により法人等に対して自主的な是正又は改善を指導する。なお、法人等と指導の内容に関する認識を共有するため、口頭指摘事項についても指摘内容を記載した文書を交付するとともに、改善報告書の提出は不要とする。

(3) 法令または通知等の違反は認められないが、法人等の運営に資するものと考えられる事項については、当該事項を「助言事項」とし口頭により伝達し、口頭指摘事項と同様に文書を交付するものとする。

2 指導監査の結果については、施設等を利用しようとする者等への情報提供に努めるため、前項第1号に定める改善報告書の概要をこども青少年局のホームページに掲載する。

(改善勧告等)

第10条 法人の指導監査にあつては、法令若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くときは、社会福祉法第56条の定めるところに従い行政処分の手続を進める。また、施設の指導監査にあつては、施設の設備又は運営が最低基準を満たさないとき又はその運営が著しく適性を欠くときは、児童福祉法第46条第3項、子ども・子育て支援法第39条及び認定こども園法第20条に基づきその施設の設置者に対して必要な改善を勧告する。

2 改善勧告に基づく改善措置の内容については、前条第2項の規定を準用する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施に関し必要な事項は、こども青少年局

長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 19 年 6 月 4 日から施行する。  
(横浜市児童福祉施設等監査実施要綱の廃止)
- 2 横浜市児童福祉施設等監査実施要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 23 年 5 月 25 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 9 月 26 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 第 6 条第 2 項の規定に係る、第 3 条第 5 項に定める年間指導監査実施計画については、本要綱の施行後に定める年間指導監査実施計画から適用する。

別表第1（第6条第6項） 一般指導監査項目

対 象	項 目
法 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 定款及び諸規程</li> <li>(2) 理事長、理事、評議員</li> <li>(3) 監事及び監査</li> <li>(4) 理事会及び評議員会</li> <li>(5) 社会福祉事業、公益事業、収益事業</li> <li>(6) 人事管理</li> <li>(7) 資産管理</li> <li>(8) 会計経理</li> <li>(9) 予算の編成・執行</li> <li>(10) 決算</li> <li>(11) その他</li> </ul>
施 設	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設（建物・設備）</li> <li>(2) 諸規程</li> <li>(3) 職員</li> <li>(4) 利用者処遇</li> <li>(5) 苦情対応</li> <li>(6) 防災対策</li> <li>(7) 関係機関及び地域との連携</li> <li>(8) 会計経理</li> <li>(9) 予算の編成・執行</li> <li>(10) 決算</li> <li>(11) その他</li> </ul>